

入間西部衛生組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
(後期計画)

令和3年4月1日
入間西部衛生組合管理者

入間西部衛生組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、入間西部衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画を策定し令和2年度末までを前期計画として取組みを進めてきました。このたび計画も令和2年度末で終了することとなり、後期計画の策定にあたっては前期計画の同様、入間西部衛生組合の現状に沿った行動計画を策定し推進していくものである。

1. 計画期間

後期計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、入間西部衛生組合において、職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、職員の活躍の推進するため、次のとおり目標を設定する。

【分析結果】

- ・「年次休暇平均取得率70%」については、平成28年度及び平成30年

度を除き目標である70%を達成することができました。また、達成年度に目標平均取得率の達成をすることができました。

- 「2日以上連続休暇の取得を年1回以上」については、達成年度においても目標回数を達成できない職員もいました。

【目標】

◎年次休暇

- 令和7年度までに前期の目標同様、年次休暇平均取得率を70%とする。
- 令和7年度までに前期の目標同様、2日以上連続休暇の取得を年1回以上とする。

3. 職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

2. で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、組合において職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、次のとおり取組をする。

【取組】

◎年次休暇

管理職員は職員の休暇の取得状況を把握し、業務の調整を行う等、職員が休暇を取得することに抵抗を感じることがないように職場環境を整え、職員の家庭生活の充実を支援していきます。